

長野県地域防災計画（火山災害対策編）の修正について

長野県危機管理部
危機管理防災課長

活動火山対策特別措置法（昭和48 年法律第61 号。）第5 条第2 項の規定により、県地域防災計画に同条第1 項に関わる事項を定めるとき、または変更するときには、火山防災協議会の意見聴取をすることが義務付けられています。については、別添「平成29年度 長野県地域防災計画 火山災害対策編 修正抜粋」のとおり修正し、意見聴取を行った結果は、以下のとおりです。

記

- 1 修正対象計画 長野県地域防災計画 火山災害対策編（平成29年度修正）
- 2 主な修正内容 防災基本計画修正に伴う修正
火山防災協議会連絡網の追加
誤記及び表現内容の修正
- 3 意見内容 誤字脱字について御指摘いただき修正を行った。

長野県危機管理部 危機管理防災課
（課長）高見澤 靖（担当）林田 貴志
TEL：026-235-7184
FAX：026-233-4332
Mail：kazan@pref.nagano.lg.jp

活動火山対策特別措置法抜粋

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一活動火山対策特別措置法項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

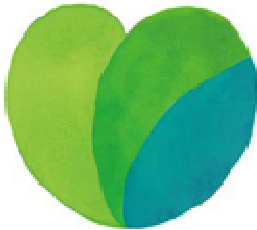
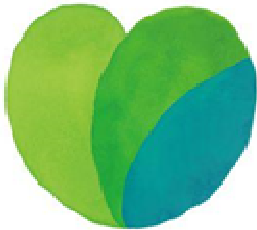
2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針抜粋

（2）地域防災計画に定めるべき事項について

火山防災対策においては、噴火が発生したときには、広範囲にわたり多数の住民や登山者等が避難しなければならないことから、円滑かつ迅速な避難のためには、情報伝達ルートや具体的な「避難計画」、救助活動体制等をあらかじめ定めておくことが極めて重要であり、都道府県及び市町村の地域防災計画には、警戒避難体制に係る具体的かつ詳細な事項を定めるものとする。これらの事項を地域防災計画に定める際には、「火山単位」で関係者が一堂に会して検討した警戒避難体制と整合が図られている必要があること、また、専門的知見も取り入れたものとする必要があることから、火山防災協議会の意見聴取を行うこととしている。

都道府県地域防災計画には、都道府県内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルートや、「噴火警戒レベル」に則した防災対応を市町村地域防災計画に定めるべきこと、市町村域を超えた連携が必要となる被災者情報の収集・集約方法、噴火が発生した際の救助部隊の活動基準の策定とその運用に関する事項等を定めるものとする。その他にも、例えば登山届、登山計画書、登山カード等（以下「登山届等」という。）の活用方法など、地域の実情に応じて都道府県地域防災計画に記載することが必要と判断された事項を定めるものとする。

新	旧
 しあわせ信州 長野県地域防災計画 火山災害対策編 平成 <u>29</u> 年度修正 (平成 <u>30</u> 年 3 月) 長野県防災会議	 しあわせ信州 長野県地域防災計画 火山災害対策編 平成 28 年度修正 (平成 29 年 3 月) 長野県防災会議

第2章 災害予防計画

第1節 第3の2(2)ア(ア)

- f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第3節 第3の1(2)ア

- (シ) 噴火警報、(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。

第3節 第3の1(2)イ

- (コ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。

第3節 第3の1(2)ウ

- (ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、火山の状況に関する解説情報(臨時)に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

第3節 第3

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。
また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

第11節 第3の1(2)ウ(ア)h

- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 第3の2(2)ア(ア)

- f 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第3節 第3の1(2)ア

- (シ) 噴火警報、(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)~~臨時の解説情報~~、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。

第3節 第3の1(2)イ

- (コ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、~~臨時の解説情報~~、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。

第3節 第3の1(2)ウ

- (ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、~~臨時の解説情報~~に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

第3節 第3

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。
また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るとともに、火山専門家を火山防災協議会等の構成員として参画させるなど、専門家の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

第11節 第3の1(2)ウ(ア)h

- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

第 1 1 節 第 3 の 4 (2) ア

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)

第 2 1 節 第 3 の 3

(1) 現状および課題
市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成27年度末現在次のとおりである。

方式別	平成 <u>27</u> 年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（ 85.7%）
移動系（移動局）	69（ 89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

第 2 4 節 第 3 の 4

(1) 現状及び課題
山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成29年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,715箇所、崩壊土砂流出危険地区4,610箇所である。

(2) 実施計画
【県が実施する計画】（林務部）
山地災害危険地区については、適宜見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。
加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。
これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する

第 3 0 節 第 3 の 2 (2) ア

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施する。

第 3 2 節 第 3 の 1 (2) エ

(ア) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、自ら登山するかどうか判断することができるように、噴火警報、予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火警報等の火山情報を気象庁ホームページ等で周知に努める

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、~~屋内での待避等~~安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

第 1 1 節 第 3 の 4 (2) ア

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)

第 2 1 節 第 3 の 3

(1) 現状および課題
市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成~~25~~年度末現在次のとおりである。

方式別	平成 25 年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（ 85.7%）
移動系（移動局）	69（ 89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

第 2 4 節 第 3 の 4

(1) 現状及び課題
山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成~~28~~年4月1日現在、山腹崩壊危険地区~~3,714~~箇所、崩壊土砂流出危険地区~~4,607~~箇所である。

(2) 実施計画
【県が実施する計画】（林務部）
山地災害危険地区については、~~毎年~~見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。
加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。
これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

第 3 0 節 第 3 の 2 (2) ア

(イ) 健全な森林を育成するため、~~間伐総合対策に基づき~~間伐を実施する。

第 3 2 節 第 3 の 1 (2) エ

(ア) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、自ら登山するかどうか判断することができるように、噴火警報、予報、噴火警戒レベル、臨時の解説情報、噴火警報等の火山情報を気象庁ホームページ等で周知に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 第2

- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を発令する。

第1節 第3の1(2)

イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

（ア）【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- a 噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
- b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
- c 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報

（イ）【長野地方気象台が実施する対策】

a 火山活動の変化を観測した場合、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。

b 火山の状況に関する解説情報（臨時）を、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい説明を加えて発信するものとする。

c 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。

d 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第21条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。

e 噴火警報・予報

- ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

- ・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 第2

- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を行う。

第1節 第3の1(2)

イ 噴火警報・~~臨時の解説情報~~、噴火速報等発表時の対応

（ア）【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- a 噴火警報、~~臨時の解説情報~~、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
- b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報、~~火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達~~
- c 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報

イ【長野地方気象台が実施する対策】

~~（ア）~~ 火山活動の変化を観測した場合、~~臨時の解説情報~~を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。

~~（イ）~~ ~~臨時の解説情報~~を、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい説明を加えて発信するものとする。

~~（ウ）~~ 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。

~~（エ）~~ 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第21条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。

~~（オ）~~ 噴火警報・予報

- ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、~~居住地域や火口周辺に重大な影響を~~及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

- ・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

<u>f</u> 噴火警戒レベル <u>(a)</u> 噴火警戒レベルが運用されている火山 <u>(b)</u> 噴火警戒レベルが運用されていない火山 <u>g</u> 降灰予報 ・<u>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」</u> ・<u>火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」</u> ・<u>火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」</u> <u>h</u> 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。 <u>i</u> 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部<u>火山課</u>火山監視・警報センターが発表する。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等<u>や警戒事項</u>を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u> ・<u>噴火速報</u> <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</u> ・火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。 ・週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 ・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、</u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。 第 1 節 第 3 の 1 (2) <u>(ウ)</u> 【市町村が実施する対策】 <u>a</u> 県から噴火警報、<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル 4 以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受け	(カ) 噴火警戒レベル a 噴火警戒レベルが運用されている火山 b 噴火警戒レベルが運用されていない火山 (ウ) 降灰予報 噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。 (ニ) 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。 (ホ) 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが発表する。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 ・火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。 ・週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 ・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。 第 1 節 第 3 の 1 (2)ウ ウ【市町村が実施する対策】 (ア) 県から噴火警報、<u>臨時の解説情報</u>、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル 4 以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直
--	--

た場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。
b 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

(エ) 【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- d 鳴動：異常音の発生
- e 火山性地震：有感地震の発生
- f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- g 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- h その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

ちに住民、登山者等に伝達するものとする。
~~(イ)~~ 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

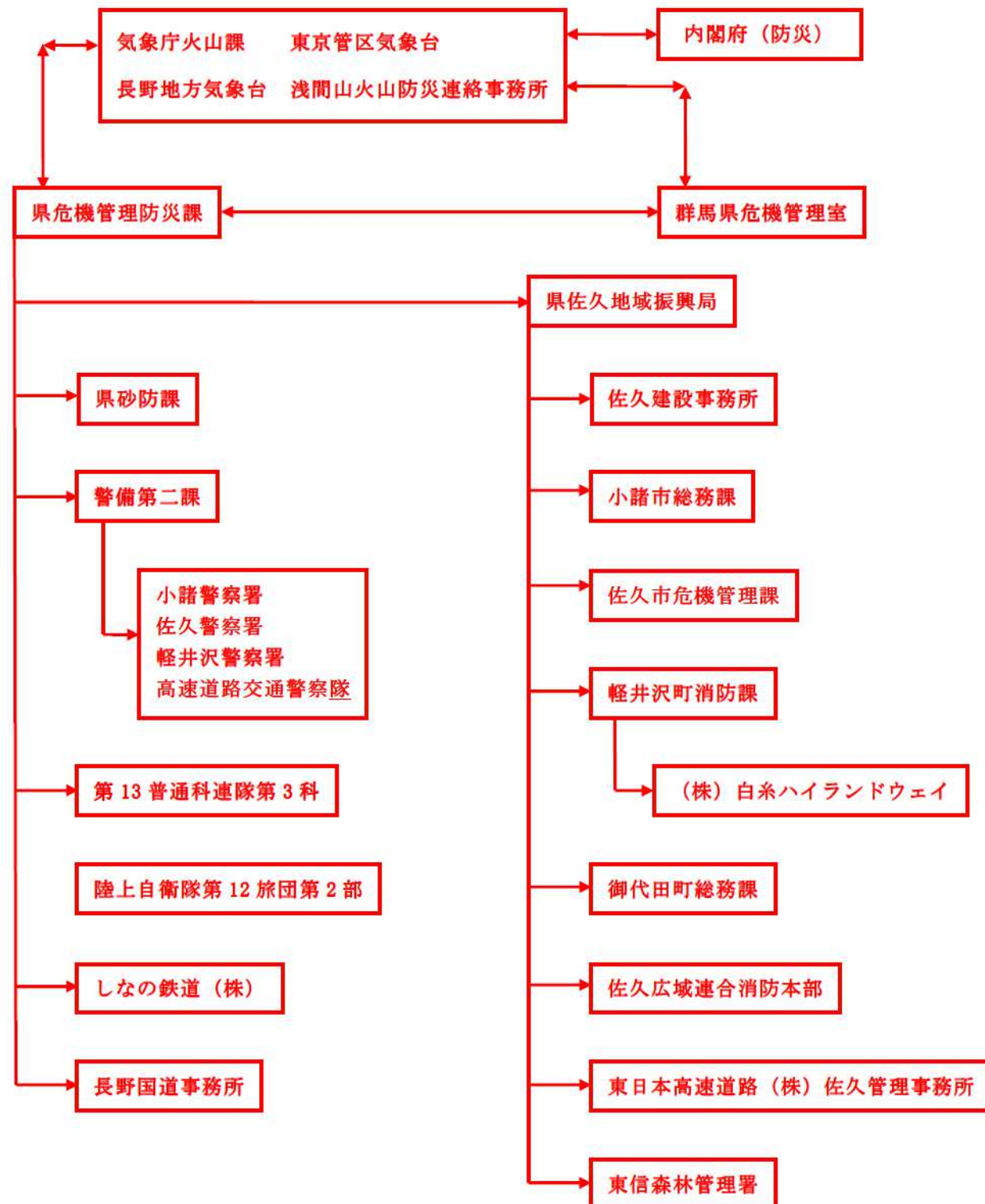
エ 【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

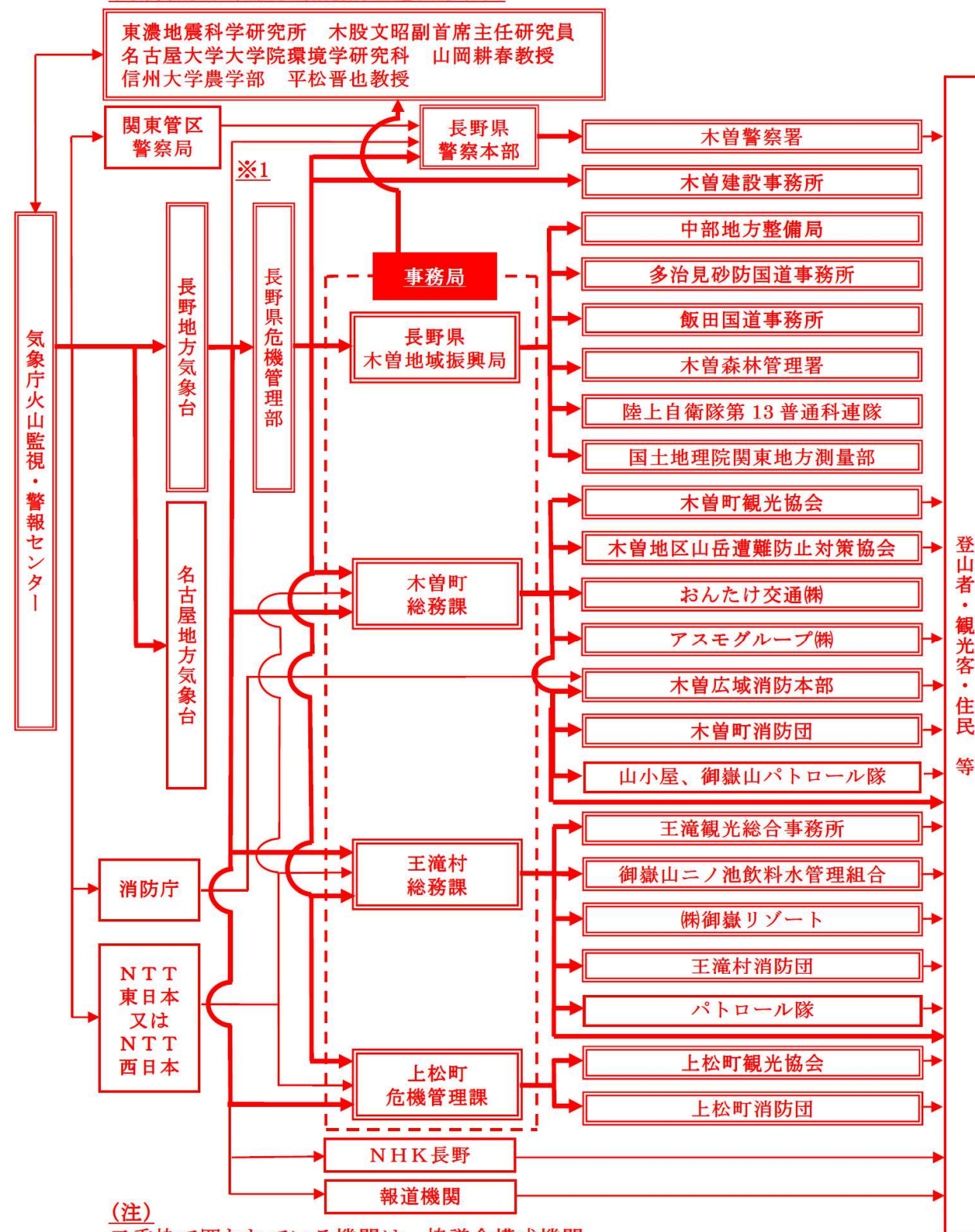
- ~~(ア)~~ 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- ~~(イ)~~ 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- ~~(ウ)~~ 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- ~~(エ)~~ 鳴動：異常音の発生
- ~~(オ)~~ 火山性地震：有感地震の発生
- ~~(カ)~~ 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- ~~(キ)~~ 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- ~~(ク)~~ その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



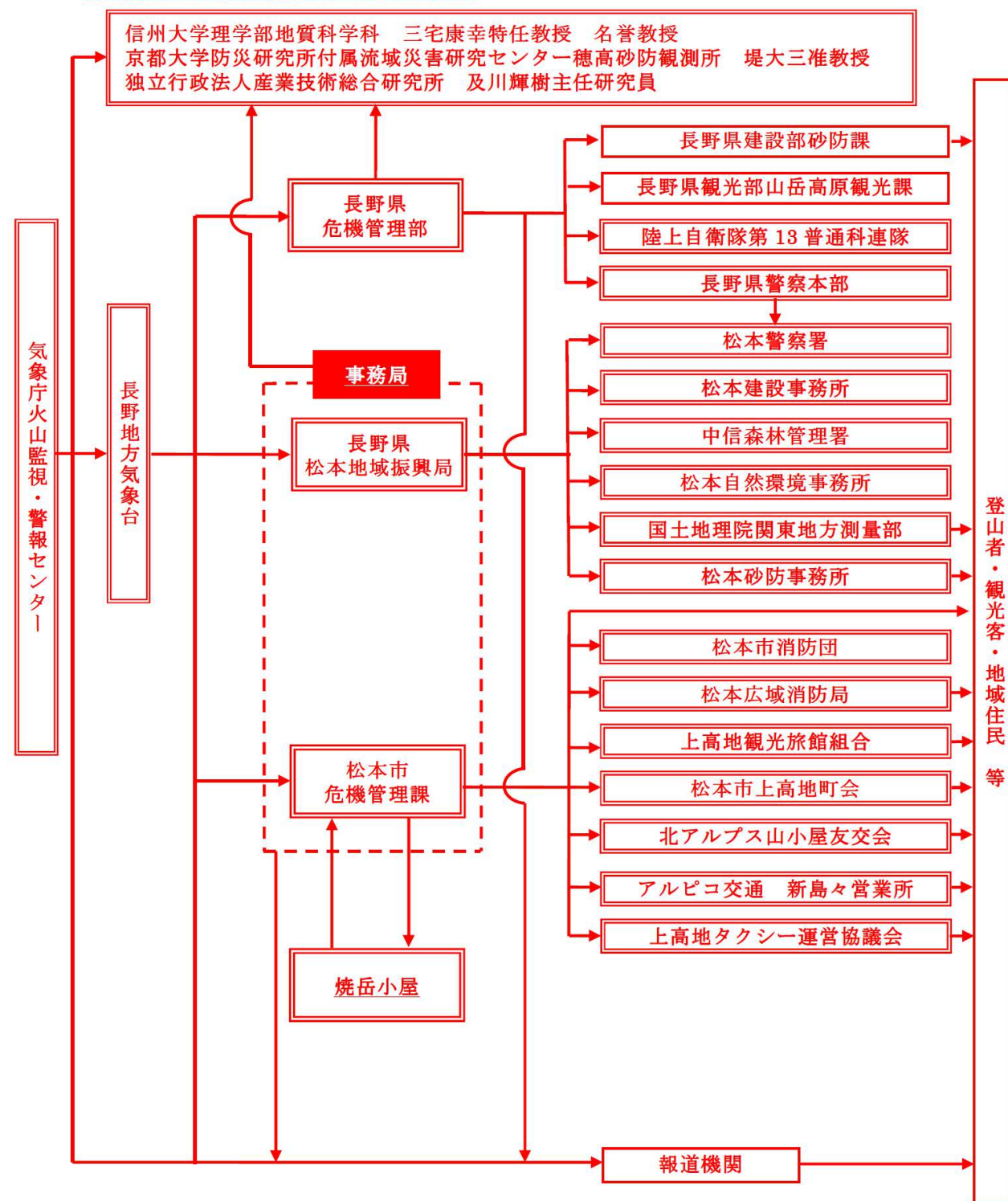
(注)

二重枠で囲われている機関は、協議会構成機関

太線は協議会で定めた情報連絡体制

※1 長野地方気象台→長野県警の連絡は、事前連絡の場合に限る。

(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



*二重枠で囲われている機関は、協議会構成機関

*上記以外の火山防災協議会の具体的な伝達先については、各火山防災協議会において別途定める。

別紙 4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

別紙 3 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

第 2 節 第 2

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合

第 1 2 節 第 3 の 1 (2) ウ (ア)

- a 避難指示(緊急)、避難勧告
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示(緊急)、避難勧告を行うものとする。
- なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を**発令する**よう努めるものとする。

第 1 2 節 第 3 の 1 (2) ウ (エ) a

- (e) **避難勧告等の発令**にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

第 3 6 節 第 3 の 1 (2)

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

第 3 6 節 第 3 の 2 (2)

- ア【県が実施する対策】県民文化部、教育委員会）
- (ア)
- c 学校給食の確保
- 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (イ)
- f 学校給食の確保
- 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。
- また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

第 2 節 第 2

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・ 森林組合

第 2 節 第 3 の 1 (2) ウ (ア)

- a 避難指示(緊急)、避難勧告
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示(緊急)、避難勧告を行うものとする。
- なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を**行う**よう努めるものとする。

第 1 2 節 第 3 の 1 (2) ウ (エ) a

- (e) ~~避難のための勧告、指示を行う~~にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

第 3 6 節 第 3 の 1 (2)

ア【県が実施する対策】（~~総務部、~~県民文化部、教育委員会）

第 3 6 節 第 3 の 2 (2)

- ア【県が実施する対策】（~~総務部、~~県民文化部、教育委員会）
- (ア)
- c 学校給食の確保
- 学校給食用物資~~（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）~~の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (イ)
- f 学校給食の確保
- 学校給食用物資~~（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）~~の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。
- また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

。

修 正 経 過				
昭和38年 3月22日	作成	平成元年 5月15日	第26回修正	
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成 2年 5月30日	第27回修正	
昭和40年 2月27日	第2回修正	平成 3年 5月21日	第28回修正	
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成 4年 6月10日	第29回修正	
昭和42年 3月15日	第4回修正	平成 6年 3月 9日	第30回修正	
昭和43年 2月29日	第5回修正	平成 7年 3月20日	第31回修正	
昭和44年 2月28日	第6回修正	平成 8年 5月23日	第32回修正	
昭和45年 2月27日	第7回修正	平成 9年 3月31日	第33回修正	
昭和46年 2月15日	第8回修正	平成10年 6月30日	第34回修正	
昭和47年 2月25日	第9回修正	平成12年 3月17日	第35回修正	
昭和48年 2月13日	第10回修正	平成13年 6月18日	第36回修正	
昭和49年 2月22日	第11回修正	平成15年 3月31日	第37回修正	
昭和50年 2月19日	第12回修正	平成16年 5月21日	第38回修正	
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正	
昭和52年 2月18日	第14回修正	平成18年 2月17日	第40回修正	
昭和53年 2月28日	第15回修正	平成19年 6月22日	第41回修正	
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成20年 5月29日	第42回修正	
昭和55年 3月31日	第17回修正	平成21年 3月27日	第43回修正	
昭和56年 3月25日	第18回修正	平成23年 1月11日	第44回修正	
昭和57年 3月25日	第19回修正	平成23年 7月12日	第45回修正	
昭和58年 3月25日	第20回修正	平成24年 2月15日	第46回修正	
昭和59年 3月29日	第21回修正	平成25年 2月19日	第47回修正	
昭和60年 3月28日	第22回修正	平成26年 2月28日	第48回修正	
昭和61年 3月25日	第23回修正	平成26年11月20日	第49回修正	
昭和62年 3月19日	第24回修正	平成27年 3月 6日	第50回修正	
昭和63年 5月23日	第25回修正	平成28年 2月15日	第51回修正	
		平成29年 3月31日	第52回修正	
		平成30年 3月 日	第53回修正	

長野県地域防災計画
火山災害対策編

発 行 日	平成 30 年 3 月 日 第 53 回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380－8570 長野市南長野幅下 692－2 電話 026(235)7184(直通) FAX 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」

修 正 経 過				
昭和38年 3月22日	作成	平成元年 5月15日	第26回修正	
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成 2年 5月30日	第27回修正	
昭和40年 2月27日	第2回修正	平成 3年 5月21日	第28回修正	
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成 4年 6月10日	第29回修正	
昭和42年 3月15日	第4回修正	平成 6年 3月 9日	第30回修正	
昭和43年 2月29日	第5回修正	平成 7年 3月20日	第31回修正	
昭和44年 2月28日	第6回修正	平成 8年 5月23日	第32回修正	
昭和45年 2月27日	第7回修正	平成 9年 3月31日	第33回修正	
昭和46年 2月15日	第8回修正	平成10年 6月30日	第34回修正	
昭和47年 2月25日	第9回修正	平成12年 3月17日	第35回修正	
昭和48年 2月13日	第10回修正	平成13年 6月18日	第36回修正	
昭和49年 2月22日	第11回修正	平成15年 3月31日	第37回修正	
昭和50年 2月19日	第12回修正	平成16年 5月21日	第38回修正	
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正	
昭和52年 2月18日	第14回修正	平成18年 2月17日	第40回修正	
昭和53年 2月28日	第15回修正	平成19年 6月22日	第41回修正	
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成20年 5月29日	第42回修正	
昭和55年 3月31日	第17回修正	平成21年 3月27日	第43回修正	
昭和56年 3月25日	第18回修正	平成23年 1月11日	第44回修正	
昭和57年 3月25日	第19回修正	平成23年 7月12日	第45回修正	
昭和58年 3月25日	第20回修正	平成24年 2月15日	第46回修正	
昭和59年 3月29日	第21回修正	平成25年 2月19日	第47回修正	
昭和60年 3月28日	第22回修正	平成26年 2月28日	第48回修正	
昭和61年 3月25日	第23回修正	平成26年11月20日	第49回修正	
昭和62年 3月19日	第24回修正	平成27年 3月 6日	第50回修正	
昭和63年 5月23日	第25回修正	平成28年 2月15日	第51回修正	
		平成29年 3月31日	第52回修正	

長野県地域防災計画
火山災害対策編

発 行 日	平成 29 年 3 月 31 日 第 52 回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380－8570 長野市南長野幅下 692－2 電話 026(235)7184(直通) FAX 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」